

岡山県公報		発行 岡山県	
目次	担当課（室）		
○ 令和六年度自衛官第八次募集（自衛官候補生） ○ 指定居宅サービス事業者等の指定の一部の効力の停止 ○ 指定介護老人福祉施設の指定の一部の効力の停止 ○ 保安林の解除予定 【公告】 ○ 農地を利用する権利の設定に関する裁定 ○ 公共測量の実施 ○ 〃 ○ 〃 ○ 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則 （県例規集登載） 【海区漁場調整委員会】 ○ 漁業の操業制限の指示 ○ 水産動植物の採捕についての指示	危機管理課 指導監査課 〃 〃 治山課 農村振興課 〃 監理課 〃 〃 教育委員会 海区漁業調整委員会 〃	○ 漁業の操業禁止の指示 ○ 水産動植物の採捕についての指示 ○ 漁業の操業禁止の指示 〃 〃 〃	担当課（室） 〃 〃 〃

◎岡山県告示第五百五十三号

防衛省において採用する自衛官のうち自衛官候補生の令和六年度募集の要領は、次のとおりである。

令和六年十二月十七日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 採用自衛官の区分

自衛官候補生

二 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上三十三歳未満の者（三十二歳の者にあつては、採用予定月の末日現在で三十三歳に達していない者に限る。）であつて、次のいずれにも該当しないものとする。

1 日本国籍を有しない者

2 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当する者

3 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者のうち心神耗弱を原因とするもの以外の者

三 受付期間

令和六年十二月二十四日から令和七年二月十日まで

四 採用試験種目

筆記試験、口述試験、適性検査、身体検査及び経歴評定
なお、筆記試験及び適性検査は、WEB試験により実施する。

五 志願票の請求先及び提出先

市役所若しくは町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所

六 採用試験期日

1 筆記試験及び適性検査（WEB試験）

令和七年二月十五日から同月十八日までのうち、志願者本人が希望する日時

2 口述試験及び身体検査

令和七年二月二十二日

七 試験場

1 筆記試験及び適性検査（WEB試験）

受験者の任意の場所（スマートフォン、PC等を使用し通信環境を有する場所）

2 口述試験及び身体検査

(1) 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）

(2) 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区宿）

(3) 右記のほか設定する場合がある。

八 採用予定時期

1 令和七年三月下旬から同年四月上旬までの間

2 右記のほか設定する場合がある。

九 その他

その他詳細については、五の志願票の請求先及び提出先に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部

〇八六―二二六―〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所

〇八六八―二二―五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所

〇八六―四二二―七三五八

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所 ○八六六一二二―二三一四
自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所 ○八六一二四―二八二四
ホームページ <https://www.mod.go.jp/pco/okayama>

◎岡山県告示第五百五十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十七条第一項及び第百十五条の九第一項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の一部の効力を停止した。

令和六年十二月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

津山市立養護老人ホームときわ園

2 所在地

岡山県津山市井口一〇〇―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地（住所）

1 名称

社会福祉法人江原恵明会

2 所在地

岡山県津山市津山口三〇六

三 指定の一部の効力の停止の内容及び期間

1 内容

新規利用者の受入れ停止

2 期間

令和七年一月一日から同年六月三十日まで

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇二二〇四

五 サービスの種類

特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護

◎岡山県告示第五百五十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十七条第一項及び第百十五条の九第一項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の一部の効力を停止した。

令和六年十二月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

特別養護老人ホーム長船荘

2 所在地

岡山県瀬戸内市長船町服部一四一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人岡山千鳥福祉会

2 所在地

岡山県岡山市南区千鳥町七―七

三 指定の一部の効力の停止の内容及び期間

1 内容

新規利用者の受入れ停止

2 期間

令和七年一月一日から同年六月三十日まで

四 介護保険事業所番号

三三七二四〇〇一四七

五 サービスの種類

短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護

◎岡山県告示第五百五十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九十二条第一項の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設の指定の一部の効力を停止した。

令和六年十二月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 施設の名称及び所在地

1 名称

特別養護老人ホーム長船荘

2 所在地

岡山県瀬戸内市長船町服部一四一

二 開設者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人岡山千鳥福祉会

2 所在地

岡山県岡山市南区千鳥町七一七

三 指定の一部の効力の停止の内容及び期間

1 内容

新規入所者の受入れ停止

2 期間

令和七年一月一日から同年六月三十日まで

四 介護保険事業所番号

三三七二四〇〇一四七

五 サービスの種類

介護老人福祉施設

◎岡山県告示第五百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和六年十二月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

倉敷市粒江字清瀧八四八の六・八五六の七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、八四八の一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岡山県庁及び倉敷市役所に備え置いて縦覧に供する。）

〔六一九〕農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定する裁定をした。

令和六年十二月十七日

一 農地の所在等

岡山県知事 伊原 木 隆 太

所在及び地番		地目	面積（平方メートル）
岡山市東区西庄五二番一		田	一、二八九

二 農地を利用する権利の内容等

内 容	始 期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
田として利用	令和七年一月一日	権利の始期から令和十一年十二月三十一日まで	六、四四五円

三 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）
理事長 森下 慎

四 岡山市中区古京町一丁目七番三六号

農地の所有者等の情報

五 農業委員会による探索の結果、農地の所有者と思料される者は不明者となっている。補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに岡山地方法務局に補償金を供託する。

〔六二〇〕農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定する裁定をした。

令和六年十二月十七日

一 農地の所在等
岡山県知事 伊原木 隆 太

所在及び地番		地目	面積（平方メートル）
岡山市東区政津一三五六番一		田	一、九四九
岡山市東区政津一三七三番二		田	七二五

二 農地を利用する権利の内容等

内 容	始 期	存続期間	借賃に相当する 補償金の額
田として利用	令和七年一月一日	権利の始期から令和十一年十二月三十一日まで	一三、三七〇円

三 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）

理事長 森下 慎

岡山市中区古京町一丁目七番三六号

四 農地の所有者等の情報

農業委員会による探索の結果、農地の所有者と思料される者は不明者となっている。

五 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに岡山地方法務局に補償金を供託する。

〔六二一〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、赤磐市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年十二月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

測量区域	赤磐市斎富及び南方地内
測量の種類	公共測量（三級基準点測量及び四級基準点測量）
測量期間	令和六年十二月三日から令和七年三月十日まで

〔六二二〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年十二月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

笠岡市北木島町地内	測量区域
公共測量（基準点測量、水準点測量、現地測量及び路線測量）	測量の種類
令和六年十二月五日から令和七年二月一日まで	測量期間

〔六二三〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、瀬戸内市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年十二月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

瀬戸内市邑久町豊 原地内	測 量 区 域
公共測量（三級基準点測量）	測 量 の 種 類
令和六年十一月六日から令 和七年一月三十一日まで	測 量 期 間

◎岡山県教育委員会規則第六号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和六年十二月十七日

岡山県教育委員会

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則（昭和三十六年岡山県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条の三第一号、第二条の六第一号及び第二条の七第一号中「（他の都道府県で免許状を取得した者は、授与証明書を添付すること。）」を削る。

第三条第二項第一号中「（他の都道府県で免許状を取得した者は、授与証明書を添付すること。以下同じ。）」を削り、同項第四号中「その結果を記した書類の写しとする」を「提出を省略する」に改める。

第三条の二第一号中「附則第十八項」を「附則第十七項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 現に児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園に勤務する者が免許法附則第十八項の規定により教育職員検定を受けようとする場合において、当該保育所又は認定こども園が行う労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十六条第一項に規定する健康診断を受けているときは、前項の規定にかかわらず、同項第四号の書類の提出を省略することができる。

第七条第一項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、授与を受けようとする臨時免許状について、授与権者が過去に免許状を授与した事実が認められる場合には、当該書類の一部の提出を省略することができる。

第七条第一項第一号中「卒業証明書」の下に「卒業証書の写し」を加え、同項第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「及び第二号」を削り、同条第三項中「第一項第一号及び第二号」を「同項第一号」に改め、同条第四項中「第一項各号」を「同項各号」に改め、同条に次の一項を加える。

5 免許法施行規則第六十六条の二第一号に規定する者が第一項の教育職員検定を受けようとする場合は、同項第一号の書類に替えて、成績証明書を添付しなければならない。

様式第三号中「四」を削り、「苗字教諭と通称のうえ」を「次のとおり」に、

審査印	職名	氏名	所有免許状（教科）	許可申請教科	時間数	許可申請事由
		㊦				
		㊦				
		㊦				
		㊦				

を

様式第5号（第43条関係）

副 申 書

採用予定

又は勤務 所属名 _____

申請者氏名 _____

上記の者が臨時免許状を申請することについて、次のとおり副申します。

- 1 申請する臨時免許状の種類及び教科・領域
- 2 普通免許状を有する者を採用することができない状況の申立
- 3 申請者が適任と考える理由

4 その他参考事項

(1) 採用（予定）年月日

(2) 職名

☐ 常勤講師

☐ 非常勤講師

☐ 助教諭

☐ その他（ ）

(3) 給与支払区分

☐ 県 費

☐ 市町村費

☐ 私 費

☐ その他（ ）

年 月 日

所属長 _____

上記のとおり確認する。

年 月 日

教 育 事 務 所 長

教育委員会教育長

法 人 の 理 事 長

学 （ 部 ） 長 _____

令和6年12月17日 岡山県公報 第12661号

様式第6号(第43条関係)

履 歴 書

現住所
氏 名
生年月日 年 月 日

1 学 業

学 校 種 別	学 校 名	修 業 期 間	備 考 (卒・修・中)
高 等 学 校 (中 等 学 校)		年 月 日から 年 月 日まで	
大 学 (師 範 ・ 高 専)		年 月 日から 年 月 日まで	
大 学 院		年 月 日から 年 月 日まで	
		年 月 日から 年 月 日まで	
		年 月 日から 年 月 日まで	

2 賞 罰

年 月 日	事 項	官 庁

3 身上異動

年 月 日	事 項

上記のとおり相違ありません。
年 月 日

氏 名 _____

様式第十二号中「㊤」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年二月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の教育職員の免許状に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山海区漁業調整委員会指示令和六年度第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定により、漁業の操業について、次のとおり指示する。

令和六年十二月十七日

岡山海区漁業調整委員会

会 長 井 本 瀧 雄

一 制限する漁業の種類

かご漁業

二 制限区域

岡山県海面であつて第二種共同漁業権建網漁業の区域内

三 操業上の制限

かご漁業を操業しようとする者は、次の事項を遵守しなければならない。

1 次の事項については、漁業権者の同意又は指示によること。

(1) 操業場所

(2) 持ちかご数

(3) かごの大きさ

(4) 網目等

2 他種漁業の漁具敷設中は、当該漁業の操業を妨げないこと。

四 適用除外

この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。以下「試験研究等」という。）のための水産動物の採捕について特別採捕許可を受けた者が行う試験研究等については、適用しない。

五 指示の有効期間

令和七年一月一日から令和九年十二月三十一日まで

◎岡山海区漁業調整委員会指示令和六年度第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定により、笠岡地区海洋牧場海域の水産動植物の繁殖保護を図るため、水産動植物の採捕について、次のとおり指示する。

令和六年十二月十七日

岡山海区漁業調整委員会
会長 井本 瀧雄

一 笠岡地区海洋牧場海域

次に掲げる点ア、点イ及び点ウの各点を順次結んだ二直線、点エ、点オ及び点カの各点を順次結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点ア 笠岡市白石島北東端

点イ 笠岡市高島字上浦四五一〇番バベの木鼻突端に知事が建設した標柱の位置

点ウ 笠岡市高島字小高島五三四二番小高島東端に知事が建設した標柱の位置

点エ 笠岡市高島字小高島五三四二番小高島西端に知事が建設した標柱の位置

点オ 点エから真方位二六〇度 八六〇メートルの点

点カ 笠岡市白石島小山山頂

二 保護区域

次に掲げる区域内においては、水産動植物を採捕してはならない。

1 次に掲げる点キ及び点クを結んだ直線、点ケ及び点コを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点キ 笠岡市白石島影平ヨコゾウ突端に設置した標識の位置

点ク 笠岡市白石島弁天島東北端に設置した標識の位置

点ケ 笠岡市白石島弁天島島頂

点コ 笠岡市白石島西之浦目玉に設置した標識の位置

2 次に掲げる点サ、点シ、点ス、点セ及び点サの各点を順次結んだ四直線によって囲まれた区域

点サ 北緯三四度二四分三六秒、東経一三三度三〇分五〇秒の点

点シ 点サから真方位二三七度 一五〇メートルの点

点ス 点シから真方位三二七度 二〇〇メートルの点

点セ 点サから真方位三二七度 二〇〇メートルの点

三 禁止する行為

1 船舶を使用する手釣及び竿釣^{さお}で水産動物の採捕を行う場合において、次に掲げる行為をすること。

ア 十二月一日から翌年三月三十一日までの間、疑似餌針を使用すること。

イ 投錨^{びよう}するなどして船舶を固定して行うこと。ただし、七月一日から九月三十日までの間における午前四時から正午までの間を除く。

2 小型機船底びき網漁業の操業を、次に掲げる点ア及び点ウを結んだ直線、点エ及び点ソを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（岡山県海面漁業調整規則（昭和四十年岡山県規則第四十五号）第三十九条に規定する区域を除く。）において行うこと。

点ア 笠岡市白石島北東端

点ウ 笠岡市高島字小高島五三四二番小高島東端に知事が建設した標柱の位置

点エ 笠岡市高島字小高島五三四二番小高島西端に知事が建設した標柱の位置

点ソ 笠岡市白石島先西に設置した標識の位置

3 次の表の上欄に掲げる水産動物で、それぞれ同表の下欄に掲げる大きさのものを

採捕すること。

名 称	大 き さ
めばる	全長 十二センチメートル以下
かさご	全長 十二センチメートル以下
まだい	全長 十四センチメートル以下
くろだ	全長 十五センチメートル以下
きじはた	全長 二十三センチメートル以下

四 適用除外

この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動物の採捕について当委員会に届け出た者が行う試験研究等については、適用しない。

五 指示の有効期間

令和七年一月一日から令和九年十二月三十一日まで

◎岡山海区漁業調整委員会指示令和六年度第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定により、第二種共同漁業権つば網漁業保護のため、次のとおり指示する。

令和六年十二月十七日

岡山海区漁業調整委員会

会 長 井 本 瀧 雄

一 禁止する漁具及び漁法

網漁具を使用する一切の漁業

二 禁止区域

1 倉敷市下津井以東の岡山県海面においては、つば網の身網及び道網の周囲五〇メートルの区域

2 倉敷市玉島黒崎以西の岡山県海面においては、陸張りつば網の身網及び道網の周囲一〇〇メートルの区域並びに沖張りつば網浮樽^{たる}の周囲二〇〇メートルの区域

三 適用除外

この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動物の採捕について当委員会に届け出た者が行う試験研究等については、適用しない。

四 指示の有効期間

令和七年一月一日から令和九年十二月三十一日まで

◎岡山海区漁業調整委員会指示令和六年度第四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定により、資源保護のため、水産動物の採捕について、次のとおり指示する。

令和六年十二月十七日

岡山海区漁業調整委員会

会 長 井 本 瀧 雄

一 禁止する水産動物の種類

まだこ。ただし、体重一五〇グラム以下のものに限り。

二 禁止する漁法

全ての漁法

三 禁止区域

岡山県海面

四 適用除外

この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動物の採捕について当委員会に届け出た者が行う試験研究等については、適用しない。

五 指示の有効期間

令和七年一月一日から令和九年十二月三十一日まで

◎岡山海区漁業調整委員会指示令和六年度第五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定により、漁業の操業について、次のとおり指示する。

令和六年十二月十七日

岡山海区漁業調整委員会

会 長 井 本 瀧 雄

一 禁止する漁業の種類

あみ押網漁業（ただし、押網を船首に装備する通称ガツチャンを対象漁法とし、三角の押網を船側に装備して行う漁法を除く。）

二 禁止区域

1 児島湾

2 水門湾

岡山市東区西幸西のテイカ株式会社の水止突端から岡山市東区正儀のかんす波止の突端見通し線と陸岸によって囲まれた海面

3 吉井川

岡山市東区九幡の東防波堤突端の赤灯台から岡山市東区西幸西の外波崎突端見通し線以北の吉井川水面

4 旭川

岡山市中区江並の三幡港北防波堤基部から岡山市南区海岸通のDOWAエレクトロニクス岡山株式会社南東端見通し線以北の旭川水面

三 禁止期間

毎年一月一日から十月三十日まで（二の禁止区域のうち2から4までに掲げる区域にあつては、毎年一月一日から十二月三十一日まで）

四 適用除外

この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動物の採捕について当委員会に届け出た者が行う試験研究等については、適用しない。

五 指示の有効期間

令和七年一月一日から令和九年十二月三十一日まで